

## 2.4 電波障害

環境保全のための措置の実施状況を表 28 に示す。

また、工事着手時の平成 29 年 9 月から令和 2 年 3 月末までの間に電波障害に関する苦情はなかった。

表 28 環境保全のための措置の実施状況（電波障害）

評価書に記載した環境保全のための措置	実施した環境保全のための措置
工事の施行中にテレビ電波障害が生じ、本事業に起因する障害であると明らかになった場合には、地域の状況を考慮して、CATVの活用、共同受信施設の設置、アンテナ設備の改善等、速やかに適切な措置を講じる。	今回の報告の工事期間においては、本事業に起因する電波障害はなかった。
クレーンについては、未使用時はブームを電波到来方向に向ける等、極力障害が生じないように配慮する。	タワークレーンやラフテレーンクレーンなどについては、できる限り作業終了時にブームを下ろし、電波障害が起きないように配慮した。 (写真 25 参照)
工事現場には当組合の職員が常駐し、苦情等の対応を行う。	工事現場には当組合の職員が常駐していたが、今回の報告期間においては、電波障害に対する苦情はなかった。



写真 25 クレーンブームの格納状況